

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 509

平成21年 3月16日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

経 営

税務会計

「継続企業の前提に疑義あり」 07年より57社増の201社を記録

08年末時点に提出された有価証券報告書などで、「継続企業の前提(ゴーイングコンサーン)に重要な疑義がある」との「リスク注記」を開示した上場企業は201社に上った。07年より57社も増えたことが日本経済新聞社の調査でわかった。

注記はその企業の存続が危うくなる可能性がある場合、投資家に注意を促す。08年は33社が経営破綻し、そのうち9社は事前に注記があった。新井組のように注記を開示して9日後に民事再生手続きを申し立てた例もある。

業種別に見ると、小売・卸売業が43社(21%)で最も多く、次いで情報・通信業が31社、不動産・建設業が29社など、新興企業が6割を占めている。注記の理由を見ると、最多は「損益の赤字」で、この他、「営業キャッシュフローの赤字」「財務制限条項に抵触」などとなっている。

一方、監査法人が注記や経営改善策をめぐって「意見不表明」とするケースも出始めた。これは多額の資金流出などで注記がついた春日電機の例で、「合理的な改善策が提示されなかった」「決算で実態を解明できない取引があった」として、東証はこの影響を重大と見て東証2部廃止を決めた。

このように、経営が存続していても、いつ上場廃止の基準に該当するかどうかなど、企業の「継続性」から目を離せない厳しい経営環境を迎えている。

医療費控除額の差引計算に注意! 引く補てん金は対象の医療費ごと

所得税の確定申告においてポピュラーなのは還付申告、なかでも医療費控除である。

医療費控除額は、「(支払った医療費 - 保険などで補てんされる金額) - 10万円(所得金額の5%が低い場合は、その5%)」で計算する。基本的に年間10万円を超えた医療費が対象ということもあって、初めから諦めている人も多いが、配偶者や子どもなど親族に係る医療費を支払った場合も適用されるので、もう一度寄せ集めてはいかがであろうか。

国税庁によると、医療費を補てんする保険金などを差し引きしないで医療費控除を適用する例が多いそうだが、反対に支払った医療費を超える補てん金が支払われた場合でも適用があるケースがある。意外と知られていないのは、医療費控除額の差引計算は、その補てんの対象となる医療費ごとに行い、支払った医療費の金額を上回る部分の補てん金額は、他の医療費からは差し引かないということだ。

例えば、同一年中に入院費と歯の治療費を支払った場合で、入院費の金額を超える金額の生命保険契約に基づく入院給付金の支払を受けたときは、その超える部分の金額は、歯の治療費からは差し引く必要はないのである。

また、本人が入院費10万円、配偶者が医療費10万円、子どもが医療費10万円をそれぞれ支払い、本人が補てん金30万円を受け取った場合では、本人以外の20万円はまるまる医療費の対象となるわけだ。

今週のキーワード

ゴーイング
コンサーン

企業等が将来にわたって無期限に事業を継続し、廃業や財産整理等をしないことを前提とする考え方。「企業には継続するという社会的使命・責任がある」という意味も含む。03年3月期決算から、企業が財務書類で経営継続リスクを開示し、監査法人がチェックするこの会計ルールが義務付けられた。注記=破綻を意味するわけではないが、経営の「黄色信号」ではある。業績の回復や資本の増強等が確認できれば、注記は外れる。損益や現金収支の赤字が2-3期続くと注記が検討され、債務超過や借入金返済期限のオーバーは「即該当」とみなされる。